

2011JAF東北ダートトライアル選手権
2011JMRC東北ダートトライアルチャンピオンシリーズ
2011JMRC全国オールスターダートトライアル選抜戦

公 示

本競技会は、社団法人日本自動車連盟(以下「JAF」という)の公認のもとに国際自動車連盟(FIA)の国際モータースポーツ競技規則とその付則、それに準拠したJAFの国内競技規則とその付則、2011年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定、スピード行事競技開催規定及び本競技会共通特別規則に従い準国内競技として開催される。

◆◇ 2011年開催日程 ◇◆ ※()内はJMRC東北シリーズ

第1戦	3月27日(日)	奥州VICIC/Team-F	Tel 0225-84-1188
		SSパーク	Fax 050-3345-2608
第2戦	4月24日(日)	CMSC福島	Tel 0245-31-4451
		SSパーク	Fax 0245-31-4451
第3戦	5月 8日(日)	RT-GP	Tel 0237-55-3108
		仙台HR	Fax 0237-55-3153
第4戦	6月 5日(日)	CMSC岩手	Tel 0198-45-6670
		仙台HR	Fax 0198-45-2163
(第5戦)	6月26日(日)	AKITA	Tel 018-839-0834
		SP切谷内	Fax 018-839-0834
第5戦	7月24日(日)	MSC-TOWADA	Tel 0176-25-3020
(第6戦)		SP切谷内	Fax 0176-25-3038
第6戦	9月 4日(日)	SiF	Tel 024-591-3817
(第7戦)		SSパーク	Fax 024-591-3829
第7戦	9月25日(日)	MSCはちのへ	Tel 0178-28-0075
(第8戦)		SP切谷内	Fax 0178-28-0091

第1章 大会の組織

第1条	競技会の名称	}	オーガナイザー が別紙にて記載
第2条	競技種目		
第3条	競技の格式		
第4条	開催日程		
第5条	競技会開催場所		
第6条	オーガナイザー		
第7条	大会役員		
第8条	組織委員会		
第9条	競技会主要役員		
第10条	1)大会事務局 2)参加受付期間 3)参加費用		
第11条	競技会のタイムスケジュール		
第12条	その他の事項		

第2章 競技参加に関する基準規則

第13条 参加車両

1)PN部門:

PN部門に参加する車両は、下記 a) あるいは b) に定める要件を満たしたFIA公認車両、JAF公認車両またはJAF登録車両で、当該年度JAF国内競技車両規則(以下「車両規則」という。)第3編スピード車両規定に定めるスピードPN車両(PN車両)に適合したものとする。

a) FIAまたはJAF公認車両であり、同一車両形式の最も古い公認発行年が選手権年度の5年前の1月1日以降の車両。

b) JAF登録車両であり、同一車両形式の最も古いJAF登録年が選手権年度の4年前の1月1日以降の車両。

c) 当該車両がFIA公認車両、JAF公認車両またはJAF登録車両として資格を重複して有する場合は、同一車両形式の公認発行年またはJAF登録年の最も古い年から起算して、上記 a) あるいは b) に定める年数による資格が決定される。

2)N部門:

N部門に参加する車両は、FIA公認車両、JAF公認車両またはJAF登録車両で、当該年度JAF国内競技車両規則(以下「車両規則」という。)第3編スピード車両規定に定めるスピードN車両(N車両)に適合したものとする。

3)S部門:

S部門に参加する車両は、当該年度車両規則第3編スピード車両規定に定めるスピードSA車両(SA車両)およびスピードSC車両(SC車両)に適合したものとする。

4)D部門:

D部門に参加する車両は、当該年度車両規則第3編スピード車両規定に定めるスピードD車両(D車両)に適合したものとする。

第14条 競技クラス区分

1)スピードPN車両部門

クラス1: 気筒容積1600cc以下の2輪駆動のPN車両。

2)スピードN車両部門

クラス1: 2輪駆動のN車両および1600cc以下の4輪駆動のN車両。

クラス2: 気筒容積1600ccを超える4輪駆動のN車両。

3)スピードS車両部門

クラス1: 2輪駆動のSA・SC車両。

クラス2: 4輪駆動のSA・SC車両。

4)スピードD車両部門:(クラス区分なし)

第15条 参加者および競技運転者(ドライバー)

- 1)参加者は、有効なJAF発給の競技参加者許可証の所持者でなければならない。但し、競技運転者は参加者を兼ねる事ができる。
- 2)競技運転者は有効な、普通自動車運転免許証と有効なJAF発給の競技運転者許可証の所持者でなければならない。
- 3)満20歳未満の競技運転者は参加申込に際し、親権者の承諾書をオーガナイザーに提出しなければならない。
- 4)クローズドクラス参加者は主催クラブ員、又は仮会員、臨時会員とする。

第16条 同一競技会の参加制限

- 1)同一運転者は、1つの競技会で1つのクラスのみ参加できる。
- 2)同一車両による重複参加は、同一クラス内に限り認められる。
- 3)前年度の全日本選手権各部門各クラス1位に認定されたシードドライバーの参加は認められない。
- 4)参加台数は、特に制限しない。

第17条 参加申込方法及び参加受理

- 1)所定の参加申込書類に参加料を添えて、大会事務局まで現金書留にて郵送、又は持参すること。参加料は現金とする。ただし、オーガナイザーが指示した場合他の方法(振り込み等)も認められる。
- 2)参加車両名は15文字以内とし、必ず車両名を入れること。(通称名: ヴィッツ、マーチ等)
- 3)オーガナイザーは理由を示す事無く参加を拒否することができるが、速やかにその理由を付してJAFに報告しなければならない。この場合参加料は、返送料金及び事務手数料千円を差引いて申込者に返金する。尚、正式受理後の参加料は、オーガナイザーの都合で競技会を中止した場合を除き、返金されない。
- 4)参加受理の諾否は参加受理書にて通知する。
- 5)参加申込書発送の証明は受理の証明としては認められない。
- 6)参加者は、参加申請が受理された後、不可抗力により参加できない時は、参加確認受付終了までにオーガナイザーにその旨を連絡しなければならない。
- 7)参加申込締切日を超過した場合、千円の遅延料を参加料に加えて申し込むこと(受理されない場合もある)。

第18条 参加者に対する指示及び公示

- 1)競技会審査委員会は国内競技規則4-9及び10-10に従って公式通知をもって参加者に指示を与えることができる。
- 2)当該競技会に関する公示、JAFが行う指示事項及び暫定結果を含む競技結果成績は公式通知掲示板に公示される。
- 3)競技会審査委員会及び組織委員会の決定事項または公示、あるいは参加者に関する指示事項も書面をもって参加者に伝達される。

第19条 車両及び競技運転者の変更

- 1)競技運転者の変更は認められない。
- 2)参加申込正式受理後の車両変更は、参加車両に故障、破損等やむを得ない事情がある場合のみとし、競技会審査委員会の承認を得ること。
- 3)車両変更は同一部門同一クラスであること。
- 4)車両変更申請は、当該競技会の参加確認受付終了までとする。

第20条 車両検査

- 1)競技会技術委員長は、公式車両検査を実施する。また、公式車両検査に車両を提示することは、当該車両がすべての規則に適合し参加申告したもののみなされる。
- 2)参加者は、走行可能な状態で特別規則書または公式通知に示されるタイムスケジュールに従い指定の場所で公式車両検査を受けなければならない。公式車両検査で不合格の場合、公式車両検査を受けない場合、または競技会技術委員長の修正指示に従わない場合は、当該競技に参加できない。
- 3)すべての参加者は、公式車両検査と同時にスピード行事競技開催規定に従った服装、装備、備品について検査を受けること。
- 4)競技番号(ゼッケン)は公式車両検査前までに車両の左右に貼付すること。競技期間中に競技役員から競技番号についての修正指示が出た場合はこれに従うこと。

- 5)競技会技術委員長は、車両の改造等が不適当と判断した箇所について修正を求めることができる。修正を命じられた車両は、修正の後再度車両検査を受けなければならない。
- 6)競技会技術委員長は競技期間中いつでも参加車両及びドライバーの参加資格について検査することができる。
- 7)競技会審査委員会の承認のもと、競技会技術委員長は、競技終了後上位入賞車両に対し最終車両検査を実施する。当該検査の対象となった参加者はその指示に従うこと。
- 8)競技会技術委員長が行う検査および再車両検査の分解および組み付けに必要な工具、部品、必要経費はすべて参加者の負担とする。万一、当該検査を受けない場合または検査の結果不合格の場合は審査委員会の裁定により失格となる場合がある。
- 9)参加者は技術委員の求めがあれば各自の参加車両が車両規定に適合している旨を証明するため車両カタログ等を提示し証明しなければならない。
- 10)競技車両は、公式車両検査終了後から正式結果発表までの間は指定駐車待機場所で保管されているものとし(コース走行中または走行のための移動を除く)、車両保管解除もしくは正式結果の発表があるまでは、オーガナイザーの管理下におかれる。
- 11)参加者は、当該年の日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規程第5章32条2.に基づき、公式車両検査合格後に競技会技術委員長の許可を得て車両の調整、変更、交換作業を行った場合は作業が終了した後に競技会技術委員長に申告して車両の規則適合性について再確認をうけること。
- 12)参加者は、競技走行中に転倒等により車両の安全性が損なわれたと判断した場合は競技会技術委員長に申告してその安全性について確認を受けること。

第3章 競技に関する基準規則

第21条 競技コース

競技コース(公式練習、公式予選を含む)は、競技会審査委員会に承認されたものが、公式通知掲示板に掲示される。

第22条 ドライバーズブリーフィング

- 1)競技長は競技開始前に競技会審査委員会の出席を得てブリーフィングを開催する。
- 2)ドライバーはブリーフィング開始から終了まで出席していなければならない。遅刻を含みこれに違反した場合はペナルティの対象となる。
- 3)ブリーフィングは競技開始少なくとも30分前に終了するよう行われる。

第23条 慣熟走行または慣熟歩行

慣熟走行または慣熟歩行の方法は、特別規則書のタイムスケジュールに記載する。

第24条 スタート

- スタート前、コース巡察車(マーシャルカー)は赤旗または赤色ライトを表示しながら最終点検走行を実施しなければならない。
- 1)スタートは原則として、ゼッケン順に行うものとする。
 - 2)スタートは、スタート位置よりエンジンを始動した状態でランニングスタートし、コントロールラインを通過するスタート方法とする。
 - 3)保安上もしくは不可抗力により、当初定められたクラスごとのスタート順を変更する場合は、競技審査委員会承認のもと、その内容を公式通知で示す。

第25条 リタイヤ

競技会の途中で競技を棄権する場合、また以降競技に出場しない場合、明確に意思表示を行い、その旨を書面にて競技役員に申し出て棄権しなければならない。

第26条 一般安全規定

- 1)PN・N車両は4点式以上の、SA車両は6点式以上のロールバーの装着を強く推奨する。SC及びD車両は全ての車両に6点式以上のロールバーの装着を義務付ける。尚、オープンカーの場合は国内競技車両規則に基づいた6点式以上のロールバーを装着の事。但し、SC・D車両のオープンカーでの参加は認めない。
- 2)PN・N・SA車両は3点式以上の安全ベルトを装着していること。4点式以上の安全ベルトを追加装備する場合は、当該車両区分に応じた車両規定及び国内競技車両規則第4編付則の「安全ベルトに関する指導要項」に適合した方法で装着する事。
- 3)競技中は運転者側の窓及びサンルーフを全閉すること。
- 4)すべての車両は前後にけん引装置を備える事。けん引用ブラケット取り付けは第3編スピード車両規定に準拠し取付部も含み、車両をけん引して移動するのに十分な強度を有すること。
- 5)パドック内での移動は最徐行で運転し、ウォームアップランやブレーキテストを禁止する。
- 6)ゴール(フィニッシュライン)後の直線区間(減速レーン)では一旦停止せずに最徐行にて移動し、当該区間(減速レーン)通過後のパドックへの導入路にて一旦停止後、パドックへ移動すること。
- 7)エンジン始動中にジャッキアップを行う場合はリジッドジャッキ(通称:ウマ)を用い、ドライバー又は、メカニックが乗車する事。それ以外のエンジン始動中のジャッキアップは禁止する。

- 8)パドック内に燃料を保管する場合は消防法に適合した金属製の携行缶に保管することとし、総量20リッター以上の燃料を持ち込んではない。
- 9)パドック内で給油する場合は、粉末消火器(国家検定合格済の薬剤質量3Kg以上)を準備し給油すること。

第27条 競技運転者の装備

- 1)競技中はレーシングスーツ、レーシングシューズ、レーシンググローブ、の着用を強く推奨する。着衣は、手首、足首等の皮膚が露出しない事。又、その着衣や装備は難燃材である事が望ましい
- 2)競技ヘルメットはJAFスピード行事競技用「ヘルメットに関する指導要綱」に適合するものを着用すること。この適合性はラベルで表示されるか又は証明できる事。

第28条 信号表示

ドライバーへの指示は以下に示す国内競技規則付則「スピード行事における旗信号に関する指導要綱」に定められた信号によって伝達される。
なお、灯火信号等の本統一規則に定めていないものを使用する場合は、バックアップ体制を含めて特別規則に記載される。

日章旗又はクラブ旗・・・・スタート合図
黄旗・・・・・・・・パイロン接触・移動・転倒・脱輪
黒旗・・・・・・・・ミスコース
赤旗・・・・・・・・危険あり直ちに停止せよ
緑旗・・・・・・・・コースクリア
チェッカー旗・・・・ゴール合図

第29条 競技の中断

- 1)事故、故障車等によってコースが閉鎖された場合、又は天候その他の理由で競技を継続することが不可能となる様な事態で競技を中断する必要がある場合、競技長は赤旗の表示を決定し、同時に全てのオブザベーションポストにおいて赤旗が表示される。
- 2)競技中断の合図と同時に走行中の車両はただちに競技走行を中止しオフィシャルの指示に従う事。

第30条 計時

- 1)計測は、競技車両が最初のコントロールラインを横切った時より開始し、最終のコントロールラインを横切った時に終了する。
- 2)計測は、自動計測機にて1/100秒以上まで計測し、その計測結果を成績とする。
- 3)自動計測機器は、独立した自動計測機によるバックアップ体制をとり、センサー等はコントロールライン上に設置し、位置や高さを統一するとともに外的要因による影響を受けることがないように保護すること。
- 4)万一自動計測機器による計測不能等が発生した場合に限り、2個以上のストップウォッチにて1/100秒以上まで計測し、その平均タイムを成績とする。

第31条 順位決定

- 原則として2ヒートライとし、その内の良好なタイムを採用し最終の順位とする。但し、同タイムの場合は以下により順位を決定する。
- ①セカンドタイムの良好なもの。
 - ②排気量の小さい順。
 - ③競技会審査委員会の決定による。

第32条 競技上のペナルティ

- 1)スタート指示に従わない場合は当該ヒートの権利を失うものとする。
- 2)スタート合図後、速やかにスタートしない場合は、当該ヒートの走行タイムに5秒を加算する。
- 3)反則スタートは、当該ヒートの走行タイムに5秒を加算する。
- 4)コース上のマーカー(パイロン)に接触移動、又は転倒と判定された場合は、当該ヒートの走行タイムにマーカー1個につき5秒を加算する。
- 5)コースから脱輪した場合、1輪につき1回5秒を走行タイムに加算する。
- 6)4輪がコースから脱輪した場合(コースアウト)は当該ヒートを無効とする。
- 7)ミスコースと判定された場合は当該ヒートを無効とする。
- 8)走行中に他の援助(オフィシャルを含む)を得た場合、当該ヒートを無効とする。
- 9)コントロールラインに設置してある計測機に車両が接触した場合、接触した車両の当該ヒートを無効とする。
- 10)スタート後、3分経過してもゴールラインに到達しない場合、当該ヒートを無効とする。

第33条 審判員

- 1)国内競技規則10-20に基づく審判員の判定事項は本共通特別規則第32条1)～9)とする。
- 2)審判員の氏名は公式プログラムまたは公式通知で示される。

第4章 抗議

第34条 抗議

参加者は、自分が不当に処遇されていると判断した場合、国内競技規則第12条に従い、抗議する権利を有する。

- 1)抗議を行う時は、必ず文書により理由を明記し、署名の上国内競技規則に規定する抗議料「1件につき20,300円」を添えて競技長に提出する事。
- 2)抗議が正当と裁定された場合抗議料は返還される。
- 3)抗議により車両の分解検査に要した費用は、その抗議が正当と裁定されなかった場合は抗議提出者、正当と裁定された場合は抗議対象者が負担する。その際に要した分解整備等の費用は技術委員長が算定する。
- 4)審判員の判定、及び計時装置に関する抗議はできない。
- 5)競技会審査委員会の裁定は、抗議者に宣告される。

第35条 抗議の制限時間

- 1)技術委員長決定に関する抗議は、決定直後に提出しなければならない。
- 2)成績に関する抗議は、そのクラスの暫定結果発表後30分以内に提出しなければならない。

第5章 競技会の成立、延期、中止、短縮

第36条 競技会の延期、中止、短縮

- 1)保安上又は不可抗力のため競技会実施あるいは続行が困難になった場合、競技会審査委員会の決定により競技会の成立、延期、中止、短縮を行う場合がある。
- 2)競技は第1ヒートが終了した時点で成立する。
- 3)オーガナイザーは競技会の延期のため、参加者が出場できない場合または中止の場合は参加料を返還する。但し、天災地変の場合はこの限りでない。

第6章 損害等の補償

第37条 損害の補償

- 1)参加者及び競技運転者は、参加車両及び付属品等の損壊、盗難紛失等の損害及び会場等の施設、器物を破損させた場合の補償等理由の如何に関わらず、各自が責任を負わなければならない。(国内競技規則8-13参照)
- 2)参加者、競技運転者、サービス員、ゲスト、JAF及びオーガナイザーの大会役員、競技役員が一切の損害賠償の責任を免除されている事を了承しなければならない。即ち、大会役員競技役員がその任務に最善を尽くすことは勿論であるが、その役務遂行に起因するものであっても、参加者、競技運転者、サービス員、ゲスト、観客、大会役員の死亡、負傷、車両の損害に対して一切の損害賠償責任を負わないものとする。(国内競技規則4-15参照)

第7章 儀典および賞典

第38条 儀典

- 1)オーガナイザーは、優秀な成績を収めた者の栄誉を称え、選手権競技会として相応しい設営と運営を行うこと。
- 2)参加者および競技運転者は、オーガナイザーの指示に従い遅滞なく行動しなければならない。

第39条 賞典

- 1)JAF賞：全部門・全クラスの1位～3位に対してJAF賞が授与される。ただし、当該年の日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第15条2.に従い当該クラスが成立していること。
- 2)オーガナイザー賞：オーガナイザーは当該競技会の特別規則に内容を記載すること。
- 3)表彰対象者が表彰式に欠席した場合には、表彰を放棄したものととして、オーガナイザーの用意した副賞は授与されない。

第8章 参加者及び競技運転者の遵守事項

第40条 遵守事項

- 1)競技に参加する個人、団体はそれがいかなる理由によって起こったものであるにせよ、本共通特別規則の下で開催される競技会、行事中に生じた事態について本連盟ならびにその所属員および競技役員に対していかなる責任も追及しないこと。
- 2)参加者は、当該選手権に係わる全ての者に全ての法規および規則を遵守させる責任を有する。

- 3)参加者およびドライバー等のチーム関係者は、オーガナイザーまたは競技会審査委員会によって事情聴取を受けた場合は、指示があるまで会場を離れないこと。
- 4)参加者およびドライバーは、競技期間中競技会場において薬物等によって精神状態を繕ったり、飲酒してはならない。
- 5)競技参加者は、本競技会に有効な保険「死亡時1千万円以上」に加入していること。JMRC共済でも可。
- 6)万一の事故に備えて健康保険証を(コピー可)持参すること。

第9章 本規則の解釈及び施行

第41条 本共通特別規則の解釈

競技会中に本共通特別規則および競技に関する諸規則の解釈に疑義が生じた場合は、競技会審査委員会が決定する。

第42条 罰則

- 1)規則違反、または競技役員の指示に対する不遵守は、国内競技規則に記載されている条項に従って罰則が適用される。
- 2)本共通特別規則に関する罰則及び本規則に定められていない罰則の選択については競技会審査委員会が決定する。

第43条 本規則の施行並びに記載されていない事項

- 1)本規則は、本競技会に適用されるもので参加受付と同時に有効となる。
- 2)本規則に記載されていない事項については、JAF国内競技規則とその付則、及びFIA国際モータースポーツ競技規則とその付則に準拠する。
- 3)本規則発行後、JAFにおいて決定され公示された事項は、すべての規則に優先する。

以上

2011JMRC東北ダートトライアルチャンピオンシリーズ 2011JMRC全国オールスターダートトライアル選抜戦 補足書

- 第1条 シリーズの各部門各クラスの高得点者上位1位～6位までを認定し表彰する。
- 第2条 得点合計の対象は、シリーズとして成立した当該クラスの競技会の70%(小数点以下四捨五入)とし、高得点順に合計する。但し、少なくとも3戦以上で成立とし、3戦以上の参加者を表彰対象とする。
- 第3条 複数の競技者が同一得点を得た場合は、下記に従い順位を認定する。
 - 1)有効得点(シリーズとして成立した当該クラスの競技会数の70%(小数点以下四捨五入))の範囲内で高得点を得た回数の多い順に順位を認定する。
 - 2)上記1)の回数も同一の場合、当該競技者が獲得したすべての得点のうち高得点を得た回数の多い順に順位を決定する。
 - 3)上記2)の方法によっても結果が出ない場合には、同順位として認定する。但し、下位の者の順位は繰り上げない。例)2位が複数の場合:1位、2位、2位、4位

- 第4条 各クラスごとに競技結果成績に基づき下記の得点を与える。

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
得点	20点	15点	12点	10点	8点	6点	4点	3点	2点	1点

- 第5条 各クラスの成立は5台以上の出走を以て成立とする。

第6条 参加資格

- 1)参加者はJMRC東北加入クラブの会員又はJMRC東北に個人またはチームで加入していなければならない。
- 2)2010年度の全日本ダートトライアル選手権の各クラス1位の者は、参加クラスに関係なく参加は許されない。
- 3)JMRC東北に未加入の参加者は参加が許され賞典も与えるが、ポイントは与えられない。
- 4)大会当日受付時に会員証の提示が必要。

- 第7条 JMRC全国オールスターダートトライアルの選抜基準各クラス1位～6位に参加資格を与えるが、不参加の場合は繰り上げとする。

第8条 事務局

住所 〒981-0501 宮城県東松島市赤井字新川前40-5
JMRC東北ダートトライアル部会事務局 担当 柳本
連絡先 TEL 0225-84-1188 FAX 050-3345-2608
E-mail info@jmrc-t-d.com
URL http://jmrc-t-d.com/

以上